



2026年 6月23日
第226号

JR東労組 Yokohama



JR東労組横浜地本

発行人 梶田 優一
編集 情宣 担当
ホームページ



<http://www.jreu-yokohama1.jp/>

6月23日沖縄「慰霊の日」

2026年6月23日（火）は、20万人を超える方が犠牲となった沖縄戦の旧日本軍による組織的戦闘の終了から81年の「慰霊の日」です。

皆さんの沖縄に対するイメージはどういったものでしょうか？綺麗な海・観光・沖縄料理など、楽しいイメージが多いのではないのでしょうか。しかし、沖縄は日本で唯一の地上戦が行われた戦地であること。今もなお、苦しめられていることを知っていますでしょうか？

今もなお、苦しめられている原因は「在日米軍基地の多さ」と「**日米地位協定**」です。

沖縄には、31の米軍専用施設があり、その総面積は1万8,454ヘクタール、沖縄の総面積の約8%、人口の9割以上が居住する沖縄本島では約14%の面積を占めています。沖縄が本土に復帰した昭和47年当時、全国の米軍専用施設面積に占める沖縄の割合は約58.7%でしたが、本土では米軍基地の整理・縮小が沖縄よりも進んだ結果、現在では、国土面積の約0.6%しかない沖縄に、全国の米軍専用施設面積の約70.3%が集中しています。（令和7年1月1日現在）

日米地位協定は、在日米軍による施設・区域の使用を認めた日米安全保障条約第6条を受けて、施設・区域の使用のあり方や日本における**米軍の地位について**定めた条約です。具体的には、施設・区域の提供、米軍の管理権、**日本国の租税等の適用除外**、刑事裁判権、民事裁判権、**日米両国の経費負担**、日米合同委員会の設置等が定められています。人権や環境問題などに対する意識の高まり等の中で、時代の要求や国民の要望にそぐわないものとなっており、刑事裁判権、米軍の管理権としての**基地使用のあり方**、**環境汚染**など、様々な問題点が指摘されていますが、昭和35年に締結されて以降、**改定は一度も行われていません**。地位協定を締結しているドイツやイタリア、韓国は地位協定の改定が何度か行われています。

	国内法	管理権	訓練・演習	航空機事故
日本	原則不適用	立入り権 明記なし	航空特例法等により 規制できず	捜索等を行う権利を 行使しない
ドイツ	原則適用	立入り権明記 立入りパス支給	ドイツ側の承認 が必要	ドイツ側が現場を規制、 調査に主体的に関与
イタリア	原則適用	基地はイタリア司令部の下、 伊司令官常駐	イタリア側の承認 が必要	イタリア検察が 証拠品を押収
韓国	原則不適用 ※考え方について 日本と差異	立入り権 明記なし	規制確認できず	捜査権を行う権利を 行使しない

※参考「令和8年度版沖縄から伝えたい。米軍基地の話。」

日米地位協定により、アメリカ側が有利な条件となっています。地位協定を締結しているのは政府ですが、政府を選んでいるのは私たち国民です。つまり、現在の実態に合わない日米地位協定を改定できていないのは、無知・無関心な私たち国民にも原因があります。

辺野古新基地建設に現在いくらの税金が投入されているのか知っていますか？米軍基地が返還され商業施設となった場所がどれだけの経済効果を生み出しているのか知っていますか？横田ラブコンにより、東京の上空を米軍が管理していることを知っていますか？

無知・無関心ではいけない。私たち国民全体の問題として捉えることから始めよう！